

令和 7 年版

少年非行白書

令和 6 年中の概況



茨城県警察

皆様の安全安心を守るオールインワンのアプリ

子どもの見守り機能も充実!



茨城県警察

防犯アプリ

いばらきポリス

スマホの中の心強い味方

マップ

犯罪・不審者・交通事故・
ニセ電話詐欺の発生情報を
公開。身の回りの犯罪等が
一目瞭然!



ちかんです
助けてください



ちかん撃退

音と光で犯人を威嚇!
複数の表示パターンを搭載。
画面上から110番
通報も可能!



メール/SNSと運動

県警が配信する
ひばりくん防犯メールや
YouTube等のSNSの他、
ホームページも
閲覧可能!

パトロール機能

見守り活動など
ボランティア活動時に
活用しよう。地域の
パトロール状況も
確認できるよ!



防犯ブザー

防犯ブザーで不審者を
撃退! 家族などに位置を
知らせて助けを求める
こともできます!



他にも、お子様など特定の間柄の現在地を確認できたり、
最寄りの警察施設まで案内してくれる機能もあるぞ!

今すぐダウンロードだ!

ダウンロードはコチラ

いばらきポリス

検索

iOS端末
[iPhone等]

アンドロイド
端末



茨城県警
website



茨城県警察

ダウンロードできない場合は、
県警ホームページ内の案内を参考に
ご登録をお願いします。

目次

第1 少年非行の概況

1 本県の概況	1
(1) 非行少年等の検挙・補導状況の推移	1
(2) 刑法犯少年の市町村別人口比	2
2 全国との比較	4
(1) 刑法犯少年と触法少年（刑法）の合計の推移	4
(2) 都道府県別刑法犯少年と触法少年（刑法）の合計の検挙・補導状況	5

第2 刑法犯少年

1 検挙人員、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合及び人口比	6
2 包括罪種・手口別検挙状況	7
(1) 推移	7
(2) 初発型非行の推移	8
3 年齢別検挙状況	9
4 学職別検挙状況	9
5 再犯者率	10
6 少年の二セ電話詐欺加担状況	10

第3 特別法犯少年

1 検挙人員、特別法犯総検挙人員に占める少年の割合	11
2 法令別検挙状況	12
3 年齢別検挙状況	12
4 学職別検挙状況	12

5 少年の薬物事犯	13
(1) 検挙人員の推移	13
(2) 年齢別検挙状況	13
(3) 学職別検挙状況	14

第4 触法少年

1 刑法犯	15
(1) 補導人員の推移	15
(2) 行為態様別補導状況	15
2 特別法犯	16
(1) 補導人員の推移	16
(2) 行為態様別補導状況	16

第5 福祉犯とSNSに起因する事犯への対応

1 福祉犯の検挙状況	17
(1) 検挙件数・検挙人員の推移	17
(2) 法令別検挙状況	18
2 福祉犯被害少年	18
(1) 被害少年の推移	18
(2) 法令別被害状況	18
3 児童ポルノ	19
(1) 被害・検挙の推移	19
(2) 学職別被害状況	19
(3) 被害態様別	19
4 SNSに起因する事犯	20
(1) 被害の推移	20
(2) 学職別被害状況	21
(3) 年齢別被害状況	21
(4) 男女別被害状況	21
5 SNSを活用した広報啓発活動	22

第6 非行等の諸形態

1 少年の交通違反	23
-----------	----

(1) 検挙件数の推移	23
(2) 違反態様別検挙状況	23
(3) 暴走族少年の検挙状況	23
2 不良行為少年	24
(1) 補導人員の推移	24
(2) 行為種別・学職別補導状況	24

第7 少年の犯罪被害と児童虐待への取組

1 犯罪被害の推移	25
2 児童虐待（の疑いある）事案	26
(1) 通告状況の推移	26
(2) 態様別通告状況	26
(3) 児童虐待事件の検挙状況	27
3 児童虐待対策	27
(1) 被害児童の早期発見、安全確保	27
(2) 関係機関と連携した取組	27

第8 少年の健全育成・保護対策

1 非行少年を生まない社会づくり	29
2 学校その他関係機関との連携	30
3 少年警察ボランティアとの連携	31

第1 少年非行の概況

POINT!

- **刑法犯少年**
280人（前年比：39人 **増加**、16.2% **上昇**）
- **触法少年（刑法）**
106人（前年比：9人 **減少**、7.8% **低下**）
- **特別法犯少年**
60人（前年比：18人 **減少**、23.1% **低下**）
- **触法少年（特別法）**
7人（前年比：1人 **増加**、16.7% **上昇**）
- **ぐ犯少年**
13人（前年比：6人 **増加**、85.7% **上昇**）
- **不良行為少年**
4,368人（前年比：745人 **減少**、14.6% **低下**）

刑法犯少年と触法少年（刑法）の合計は**386人**！

特別法犯少年と触法少年（特別法）の合計は**67人**！

1 本県の概況

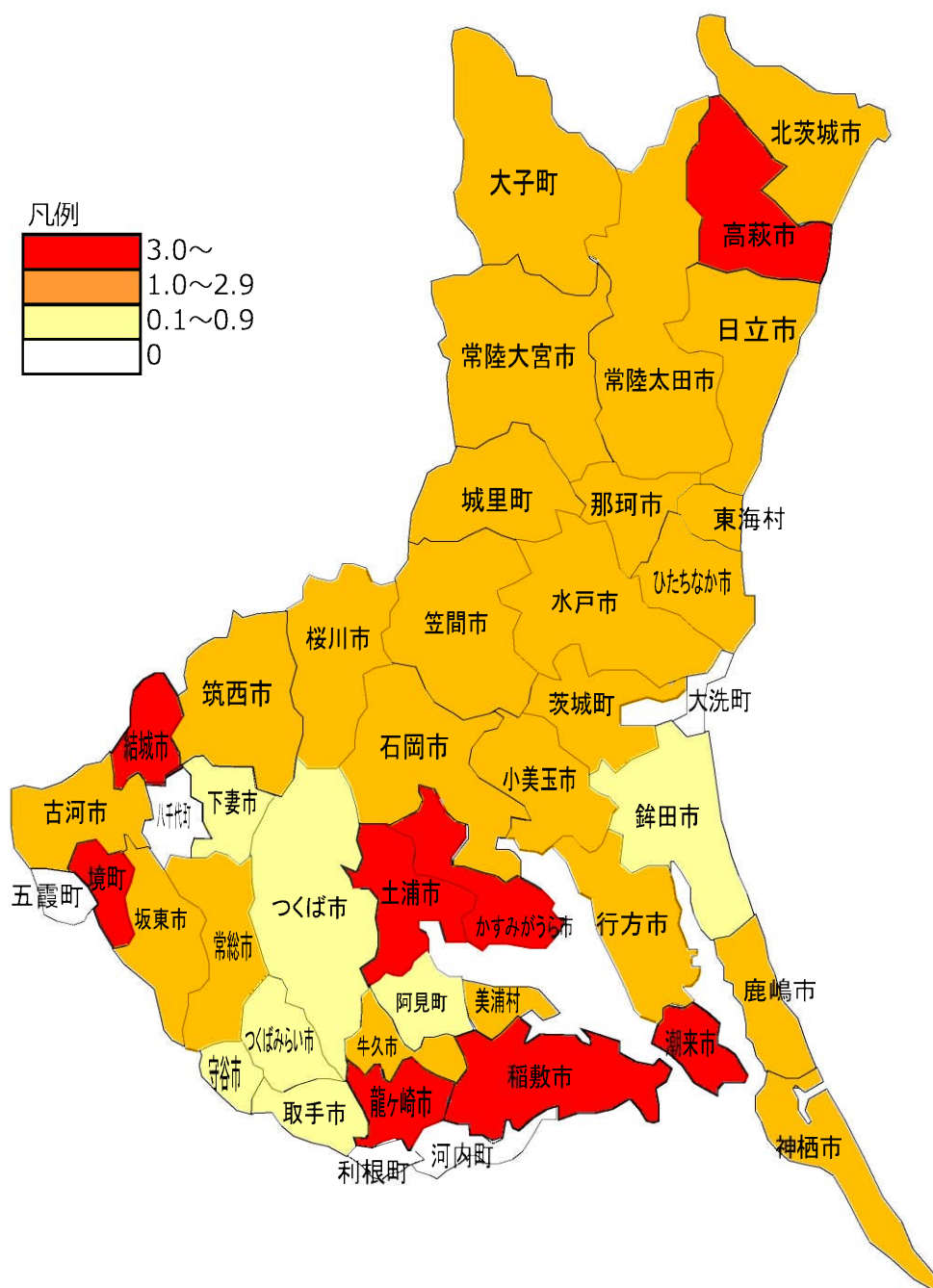
(1) 非行少年等の検挙・補導状況の推移

- 令和6年中に検挙・補導した非行少年及び不良行為少年の総数は、4,834人で、前年に比べ726人（13.1%）**減少**しました。
- 刑法犯少年は前年に比べ、39人（16.2%）**増加**しました。

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
非 行 少 年	総数	13,783	12,233	10,459	9,978	9,913	6,446	7,159	6,232	5,560	4,834	-726	-13.1%
	うち女子	2,435	2,203	2,085	2,212	2,574	1,125	1,268	1,163	1,025	979	-46	-4.5%
	総数	1,116	895	728	587	458	403	365	345	447	466	19	4.3%
	うち女子	131	92	90	87	69	49	48	48	76	63	-13	-17.1%
	刑法犯少年	848	664	513	402	278	251	158	164	241	280	39	16.2%
	うち女子	78	60	50	56	28	29	19	17	48	28	-20	-41.7%
	特別法犯少年	86	75	85	60	71	97	93	92	78	60	-18	-23.1%
	うち女子	16	7	12	7	14	6	9	12	9	9	0	0.0%
	触法少年（刑法）	157	142	108	101	88	46	95	79	115	106	-9	-7.8%
	うち女子	24	22	20	14	16	10	16	16	16	18	2	12.5%
	触法少年（特別法）	5	5	1	4	8	4	8	3	6	7	1	16.7%
	うち女子	0	0	0	0	2	1	1	1	1	0	-1	-100.0%
	ぐ犯少年	20	9	21	20	13	5	11	7	7	13	6	85.7%
	うち女子	13	3	8	10	9	3	3	2	2	8	6	300.0%
	不良行為少年	12,667	11,338	9,731	9,391	9,455	6,043	6,794	5,887	5,113	4,368	-745	-14.6%
	うち女子	2,304	2,111	1,995	2,125	2,505	1,076	1,220	1,115	949	916	-33	-3.5%

(2) 刑法犯少年の市町村別人口比

- 刑法犯少年の居住市町村別の人口比は、**結城市**が5.2人で最も多く、次いで**土浦市**が3.6人でした。
- 刑法犯少年の人口比「1.0」以上の市町村は32市町村ありました。
- **八千代町、大洗町、利根町、五霞町、河内町**居住の刑法犯少年の検挙はありません。



		総人口			少年人口			刑法犯少年		刑法犯少年の人口比	
		(人)	前年	前年比	(人)	前年	前年比	(人)	前年比	(人)	前年比
	結城市	48,947	49,321	-374	2,717	2,739	-22	14	10	5.2	3.7P
	土浦市	142,202	142,066	136	7,236	7,439	-203	26	13	3.6	1.9P
	かすみがうら市	38,771	39,183	-412	2,161	2,277	-116	7	5	3.2	2.3P
	高萩市	25,609	26,211	-602	1,241	1,359	-118	4	-3	3.2	-2.0P
	龍ヶ崎市	74,886	75,338	-452	4,113	4,192	-79	13	9	3.2	2.2P
	境町	23,877	23,794	83	1,270	1,280	-10	4	3	3.1	2.3P
	潮来市	26,093	26,488	-395	1,322	1,378	-56	4	2	3.0	1.5P
	稲敷市	36,244	36,900	-656	1,661	1,753	-92	5	-3	3.0	-1.6P
	美浦村	13,712	13,964	-252	682	748	-66	2	1	2.9	1.6P
	坂東市	50,845	51,042	-197	2,862	2,914	-52	8	5	2.8	1.8P
	日立市	163,300	166,302	-3,002	8,482	8,766	-284	23	13	2.7	1.6P
	神栖市	93,779	94,216	-437	5,240	5,330	-90	13	3	2.5	0.6P
	常陸大宮市	36,592	37,400	-808	1,699	1,798	-99	4	2	2.4	1.3P
	那珂市	52,299	52,573	-274	2,764	2,793	-29	6	1	2.2	0.4P
	石岡市	69,248	70,333	-1,085	3,401	3,560	-159	7	-2	2.1	-0.4P
	常陸太田市	44,743	45,718	-975	1,946	2,027	-81	4	-5	2.1	-2.3P
	茨城町	29,892	30,169	-277	1,612	1,620	-8	3	3	1.9	1.9P
	大子町	13,995	14,435	-440	568	605	-37	1	-1	1.8	-1.5P
	鹿嶋市	64,853	65,417	-564	3,468	3,591	-123	6	5	1.7	1.4P
	東海村	37,657	37,837	-180	2,379	2,365	14	4	-1	1.7	-0.4P
	小美玉市	46,997	47,351	-354	2,591	2,659	-68	4	1	1.5	0.4P
	桜川市	36,120	36,794	-674	1,975	2,017	-42	3	-1	1.5	-0.5P
	北茨城市	39,130	39,898	-768	2,005	2,024	-19	3	0	1.5	0P
	常総市	58,887	59,432	-545	3,420	3,497	-77	5	1	1.5	0.4P
	笠間市	70,817	71,449	-632	3,614	3,679	-65	5	0	1.4	0P
	筑西市	97,264	98,264	-1,000	5,148	5,213	-65	7	-8	1.4	-1.5P
	行方市	29,928	30,501	-573	1,515	1,534	-19	2	2	1.3	1.3P
	城里町	16,908	17,253	-345	785	808	-23	1	-3	1.3	-3.7P
	ひたちなか市	153,213	154,283	-1,070	8,675	8,839	-164	11	-1	1.3	-0.1P
	牛久市	83,549	83,831	-282	4,918	4,890	28	6	0	1.2	0P
	古河市	137,088	137,715	-627	7,467	7,550	-83	9	0	1.2	0P
	水戸市	266,965	268,231	-1,266	14,146	14,378	-232	15	-2	1.1	-0.1P
	つくば市	259,618	255,807	3,811	14,606	14,295	311	12	-4	0.8	-0.3P
	取手市	103,617	103,680	-63	4,952	4,995	-43	4	3	0.8	0.6P
	つくばみらい市	51,384	51,284	100	2,657	2,528	129	2	0	0.8	0P
	守谷市	69,923	69,717	206	4,339	4,348	-9	2	-4	0.5	-0.9P
	鉾田市	44,543	44,698	-155	2,240	2,260	-20	1	-1	0.4	-0.5P
	下妻市	41,499	41,590	-91	2,319	2,349	-30	1	-2	0.4	-0.9P
	阿見町	50,171	49,979	192	2,630	2,639	-9	1	-4	0.4	1.5P
	八千代町	20,304	20,362	-58	1,103	1,154	-51	0	-1	0.0	-0.9P
	大洗町	14,681	14,992	-311	800	823	-23	0	0	0.0	0P
	利根町	14,816	14,852	-36	793	768	25	0	0	0.0	0P
	五霞町	7,651	7,790	-139	362	372	-10	0	0	0.0	0P
	河内町	7,432	7,587	-155	292	312	-20	0	0	0.0	0P
	不定・県外	-	-	-	-	-	-	28	3	-	-
	県内合計	2,810,049	2,826,047	-15,998	150,176	152,465	-2,289	280	39	1.9	0.3P

注：総人口は、茨城県政策企画部統計課の「茨城県常住人口調査（茨城県の年齢別人口）」（令和6年10月1日現在）から抜粋しました。
又、少年人口については、14～19歳までの人口を合計しました。

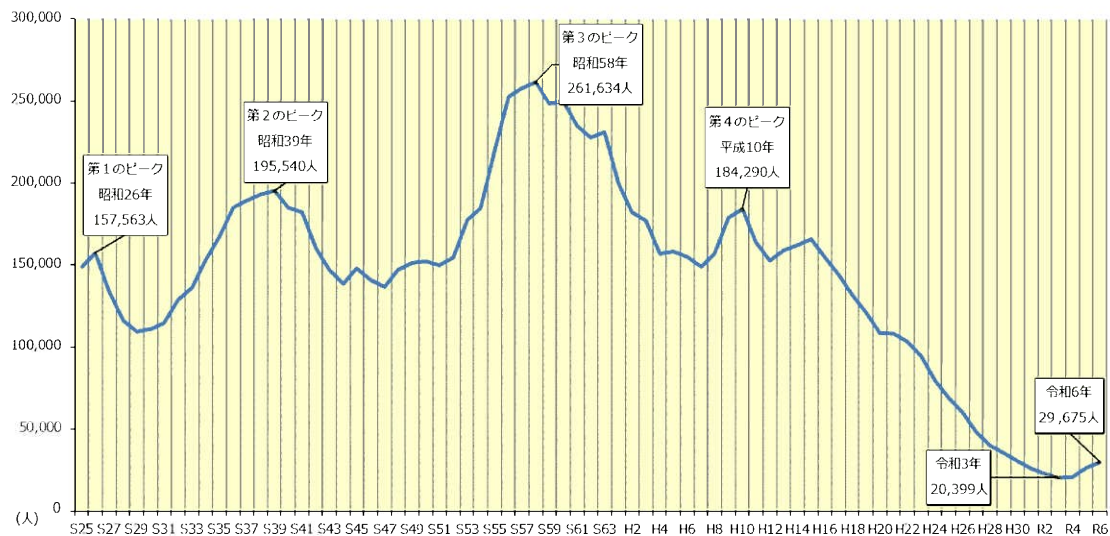
2 全国との比較

(1) 刑法犯少年と触法少年（刑法）の合計の推移

刑法犯少年と触法少年（刑法）の合計は、全国も本県もいずれも前年に比べて**増加**しました。

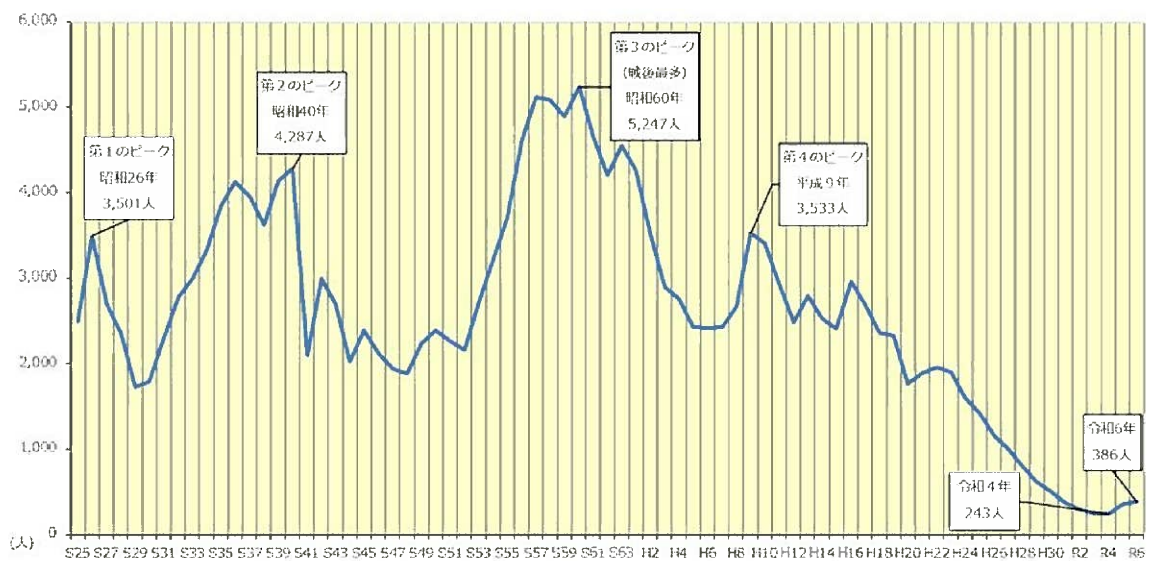
【全国】

令和6年中の刑法犯少年と触法少年（刑法）の合計は29,675人で、前年より3,469人（13.2%）**増加**しました。



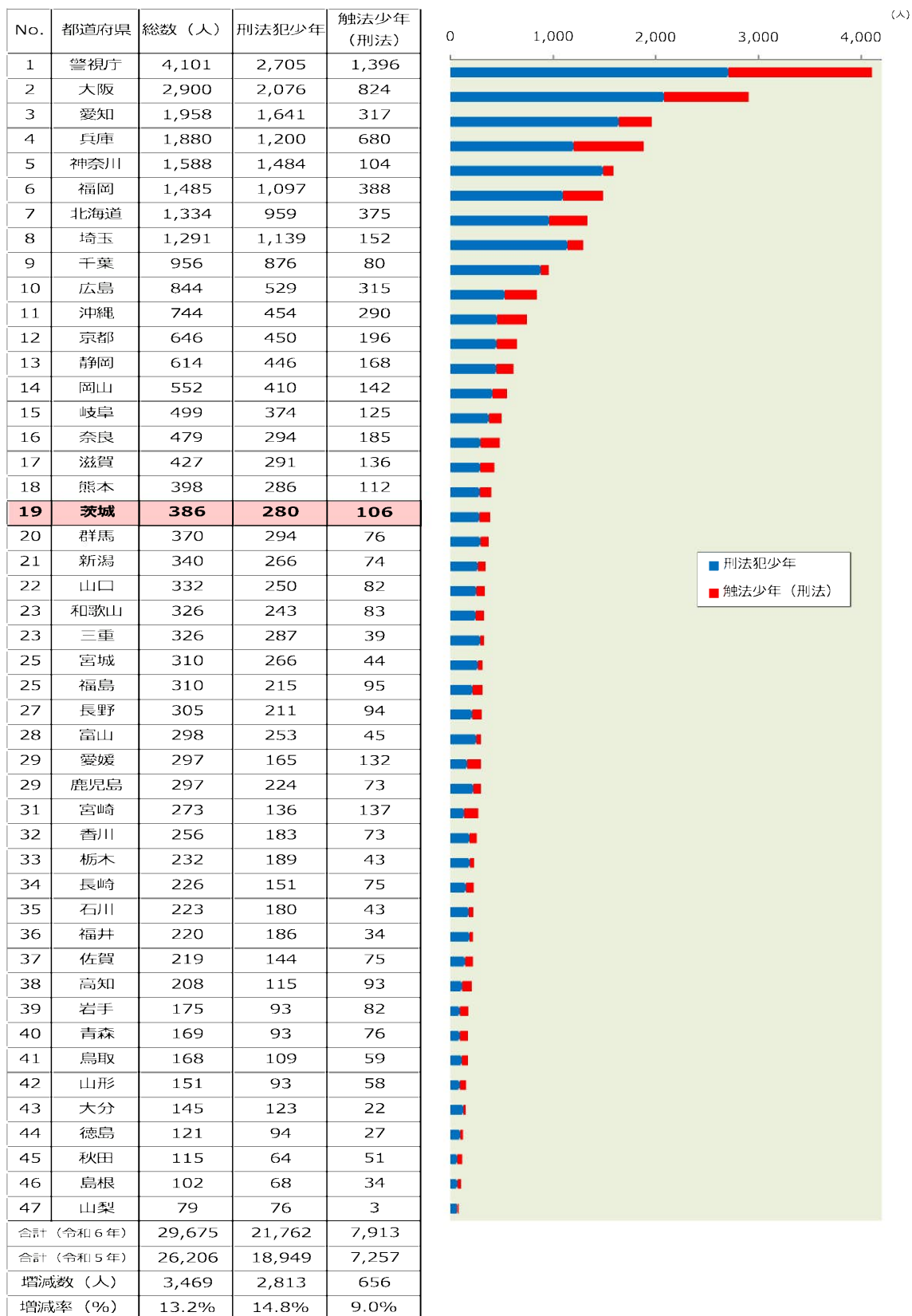
【茨城】

令和6年中の刑法犯少年と触法少年（刑法）の合計は令和4年から2年連続で増加し、386人と前年より30人（8.4%）**増加**しました。



(2) 都道府県別刑法犯少年と触法少年（刑法）の合計の検挙・補導状況

令和6年中における都道府県別刑法犯少年と触法少年（刑法）の合計の検挙・補導人員は下表のとおりで、本県は全国で19番目でした。



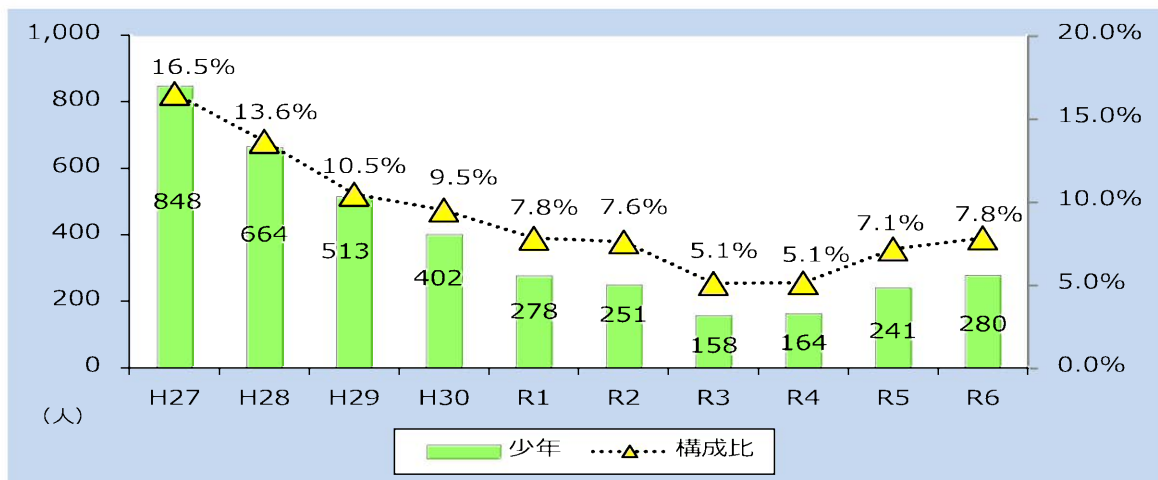
第2 刑法犯少年

POINT !

- 検挙人員は**280**人（前年比+39人）で**増加**
- 粗暴犯（前年比+29人）の検挙数が最も**増加**
- 少年の二セ電話詐欺の検挙人数は3人で、前年から4人（57.1%）**減少**

1 検挙人員、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合及び人口比

- 検挙人員は280人で、前年に比べ39人（16.2%）**増加**しました。
- 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合（構成比）は7.8%で、前年に比べ0.7ポイント**増加**しました。
- 少年の人口比は1.9人で、前年と比べ0.3人**増加**しました。
また、20歳以上の者の人口比に比べ0.5人多くなっています。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
刑法犯総検挙人員	5,141	4,873	4,909	4,237	3,562	3,311	3,107	3,207	3,374	3,584	210	6.2%
少年	848	664	513	402	278	251	158	164	241	280	39	16.2%
うち女子	78	60	50	56	28	29	19	17	48	28	-20	-41.7%
20歳以上の者	4,293	4,209	4,396	3,835	3,284	3,060	2,949	3,043	3,133	3,304	171	5.5%
刑法犯総検挙人員に占める少年の割合（構成比）	16.5%	13.6%	10.5%	9.5%	7.8%	7.6%	5.1%	5.1%	7.1%	7.8%	0.7P	-
少年人口	170,269	169,764	168,631	165,797	162,039	157,886	154,643	153,819	152,465	150,176	-2,289	-1.5%
人口比	5.0	3.9	3.0	2.4	1.7	1.6	1.0	1.1	1.6	1.9	0.3	-
20歳以上の者の人口	2,412,268	2,406,074	2,401,376	2,396,035	2,390,282	2,386,218	2,381,471	2,392,395	2,386,295	2,380,651	-5,644	-0.2%
人口比	1.8	1.7	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.3	1.3	1.4	0.1	-

注 少年人口については、14～19歳までの人口を合計しました。

2 包括罪種・手口別検挙状況

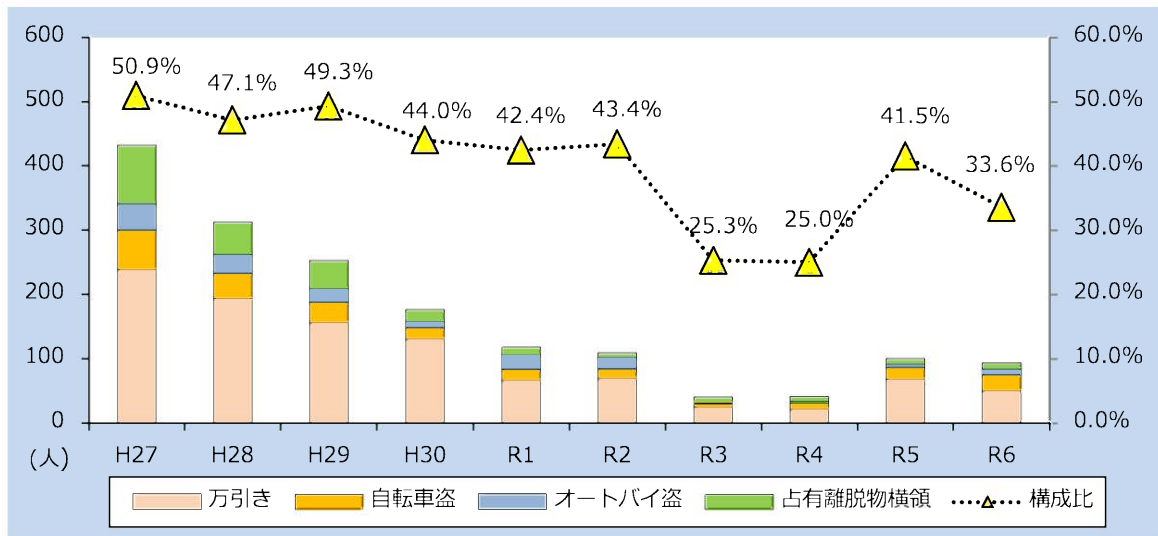
(1) 推移

令和6年中は、全ての包括罪種で前年と同じか増加しており、特に粗暴犯の増加率が高くなっています。罪種別（手口別）では前年と比べて強盗が7人（+175.0%）、暴行が15人（+150.0%）、住居侵入が11人（+183.3%）と大きく**増加**しました。

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6			
													前年比	増減率
総数		848	664	513	402	278	251	158	164	241	280	39	16.2%	
凶悪犯		26	16	11	6	9	14	9	13	9	12	3	33.3%	
	殺人	1	1	2	2	0	0	1	0	0	0	0	-	
	強盗	22	14	0	1	7	11	6	12	4	11	7	175.0%	
	放火	1	0	2	0	0	1	0	1	2	0	-2	-100.0%	
	不同意性交等	2	1	7	3	2	2	2	0	3	1	-2	-66.7%	
粗暴犯		165	118	85	83	54	57	43	48	60	89	29	48.3%	
	暴行	31	22	21	17	20	16	15	18	10	25	15	150.0%	
	傷害	119	84	54	42	30	36	18	29	32	55	23	71.9%	
	恐喝	14	10	10	21	4	4	6	1	5	5	0	0.0%	
	その他	1	2	0	3	0	1	4	0	13	4	-9	-69.2%	
窃盗犯		474	384	269	225	151	138	62	60	112	116	4	3.6%	
	侵入盗		32	20	18	16	9	11	10	3	5	5	0	0.0%
		空き巣	6	6	3	10	5	1	5	1	2	1	-1	-50.0%
		居空き	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	-
		出店荒し	16	2	3	1	0	1	1	0	0	0	0	-
		倉庫荒し	1	4	0	0	1	6	0	0	0	0	0	-
		学校荒し	2	5	0	0	1	1	0	0	0	2	2	-
		その他	5	3	12	3	2	2	4	2	3	2	-1	-33.3%
	非侵入盗		318	271	191	180	100	89	44	44	83	77	-6	-7.2%
		万引き	239	194	156	130	66	69	24	21	68	50	-18	-26.5%
		車上ねらい	5	1	4	0	0	0	2	0	0	4	4	-
		自転車ねらい	31	18	6	11	4	0	4	3	0	0	0	-
		部品ねらい	17	7	2	4	3	3	5	0	1	2	1	100.0%
		ひったくり	0	2	1	5	0	1	0	0	0	0	0	-
		置き引き	5	7	4	5	3	1	1	0	2	0	-2	-100.0%
		その他	21	42	18	25	24	15	8	20	12	21	9	75.0%
	乗り物盗		124	93	60	29	42	38	8	13	24	34	10	41.7%
		自動車盗	22	24	7	2	2	5	1	0	0	0	0	-
		オートバイ盗	41	30	21	9	23	18	1	3	6	9	3	50.0%
		自転車盗	61	39	32	18	17	15	6	10	18	25	7	38.9%
知能犯		26	18	33	34	9	6	12	13	7	10	3	42.9%	
	詐欺	22	16	28	34	9	6	11	12	5	10	5	100.0%	
	その他	4	2	5	0	0	0	1	1	2	0	-2	-100.0%	
風俗犯		7	9	11	3	10	7	6	4	13	13	0	0.0%	
	不同意わいせつ	7	8	10	3	10	5	3	2	9	4	-5	-55.6%	
	性的姿態撮影等処罰法	-	-	-	-	-	-	-	-	3	7	4	133.3%	
	その他	0	1	1	0	0	2	3	2	1	2	1	100.0%	
その他の刑法犯		150	119	104	51	45	29	26	26	40	40	0	0.0%	
	占有離脱物横領	91	50	44	20	12	7	9	7	8	10	2	25.0%	
	住居侵入	10	31	21	15	19	9	6	2	6	17	11	183.3%	
	器物損壊	23	12	17	3	6	8	7	8	10	7	-3	-30.0%	
	盗品等	12	3	8	2	2	2	2	0	2	1	-1	-50.0%	
	その他	14	23	14	11	6	3	2	9	14	5	-9	-64.3%	

(2) 初発型非行の推移

令和6年中の刑法犯少年に占める初発型非行の割合（構成比）は33.6%で、前年と比べて7.9ポイント**低下**しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
刑法犯少年	848	664	513	402	278	251	158	164	241	280	39	16.2%
初発型非行	432	313	253	177	118	109	40	41	100	94	-6	-6.0%
万引き	239	194	156	130	66	69	24	21	68	50	-18	-26.5%
自転車盗	61	39	32	18	17	15	6	10	18	25	7	38.9%
オートバイ盗	41	30	21	9	23	18	1	3	6	9	3	50.0%
占有離脱物横領	91	50	44	20	12	7	9	7	8	10	2	25.0%
刑法犯少年全体に占める 初発型非行の割合(構成比)	50.9%	47.1%	49.3%	44.0%	42.4%	43.4%	25.3%	25.0%	41.5%	33.6%	-7.9P	-



初発型非行とは？

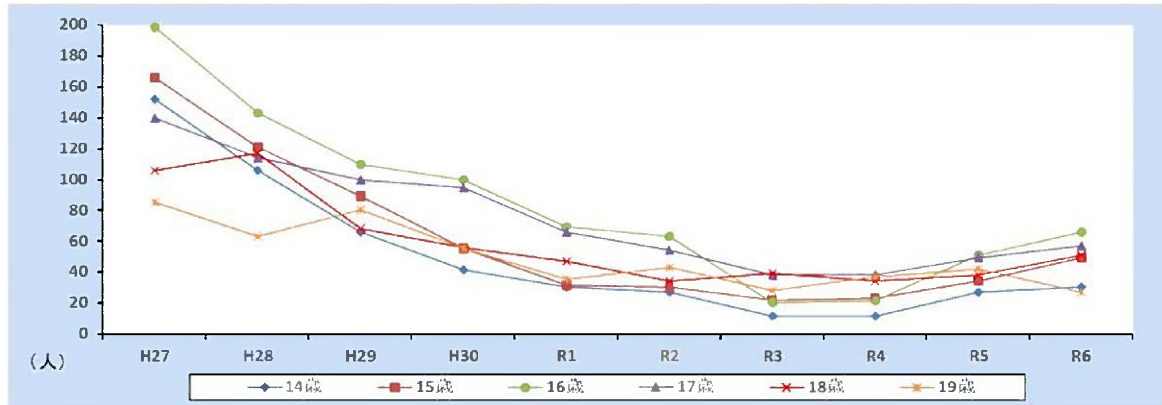
初発型非行とは、**万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領**の4罪種をいいます。

初発型非行は「**遊び型非行**」や「**ゲートウェイ犯罪**」とも呼ばれることもあり、刑法犯少年が統計開始以降最多となった「第3のピーク」期から、刑法犯少年の約6割を占めていましたが、現在は4割を推移しています。

しかし、初発型非行は、**動機が単純で、犯行も簡単であり罪の意識のハードルが低い**という特徴があります。犯罪を繰り返すうちに犯罪意識が薄れ、徐々にエスカレートする傾向があるので、決して安易に対応してはいけません。

3 年齢別検挙状況

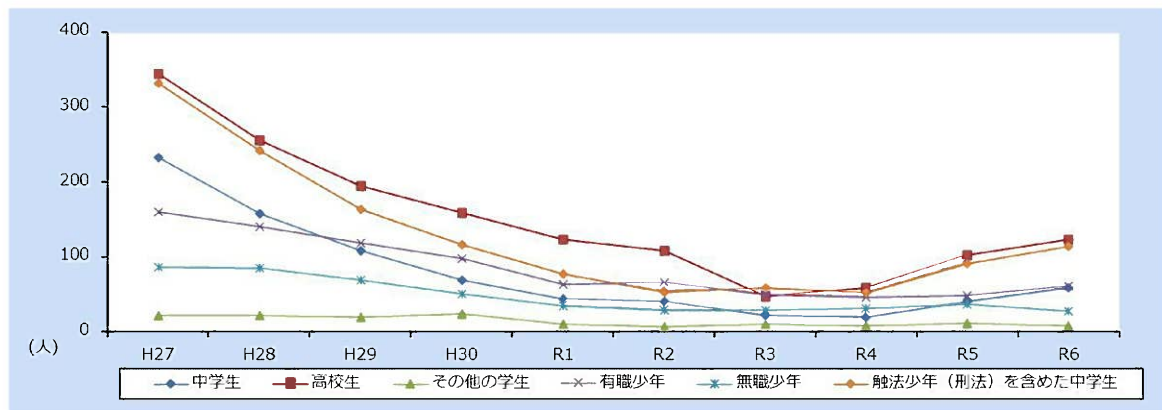
令和6年中は、16歳が66人で最も多く、刑法犯少年の23.6%を占めました。



	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	前年比	増減率	構成比
総数	848	664	513	402	278	251	158	164	241	280	39	16.2%	-
14歳	152	106	66	41	30	27	11	11	27	30	3	11.1%	10.7%
15歳	166	121	89	55	31	30	22	23	34	49	15	44.1%	17.5%
16歳	199	143	110	100	69	63	20	21	51	66	15	29.4%	23.6%
17歳	140	114	100	95	66	54	38	38	49	57	8	16.3%	20.4%
18歳	106	117	68	56	47	34	39	34	38	51	13	34.2%	18.2%
19歳	85	63	80	55	35	43	28	37	42	27	-15	-35.7%	9.6%

4 学職別検挙状況

令和6年中は、高校生が124人で最も多く、刑法犯少年の44.3%を占めました。

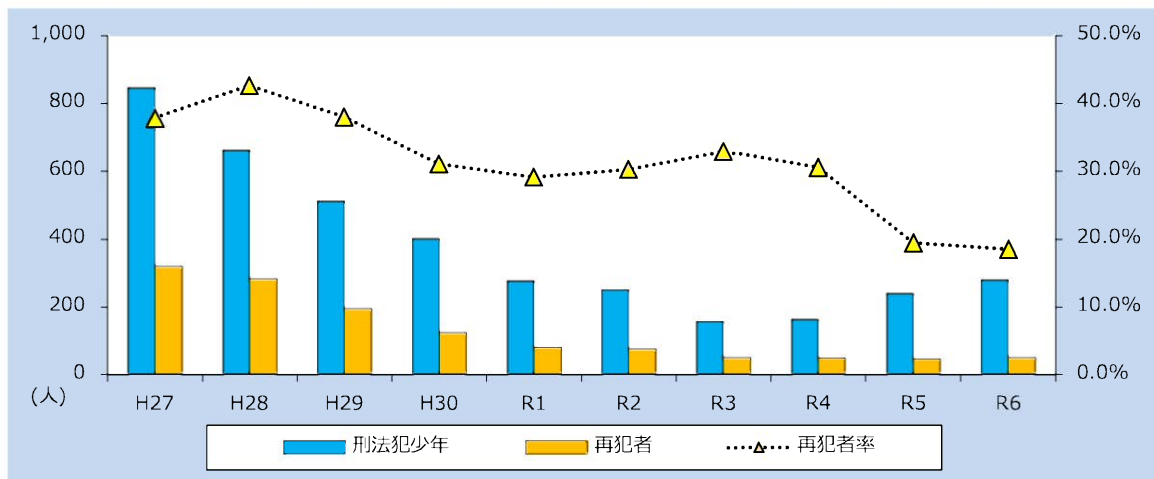


	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	前年比	増減率	構成比
総数	848	664	513	402	278	251	158	164	241	280	39	16.2%	-
中学生	233	158	109	69	44	40	22	20	40	59	19	47.5%	21.1%
高校生	345	257	195	160	124	109	47	59	103	124	21	20.4%	44.3%
その他の学生	22	22	20	24	11	7	10	8	12	8	-4	-33.3%	2.9%
有職少年	161	141	119	98	64	66	50	46	49	61	12	24.5%	21.8%
無職少年	87	86	70	51	35	29	29	31	37	28	-9	-24.3%	10.0%
触法少年(刑法)を含めた中学生	333	243	164	117	78	53	59	52	91	114	23	25.3%	-

注：「その他の学生」とは、大学生及び専修学校生等

5 再犯者率

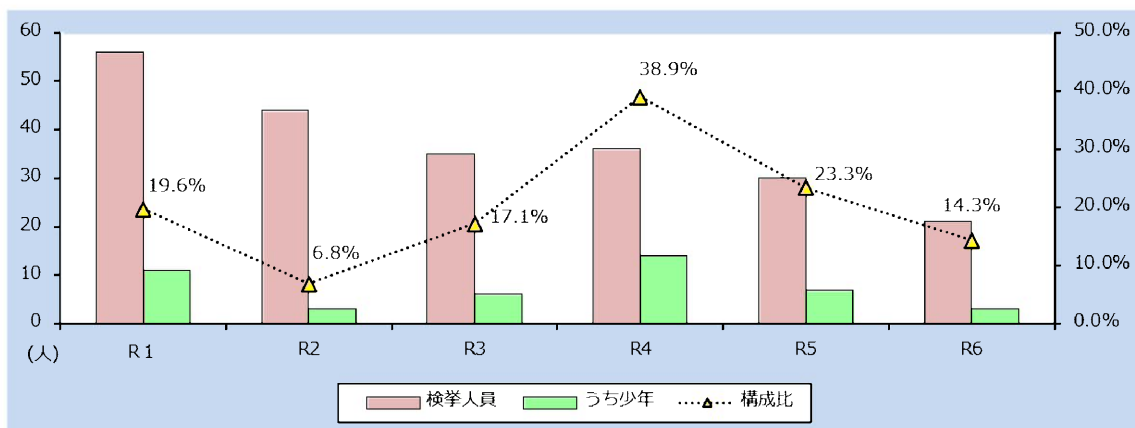
令和6年中、刑法犯少年に占める再犯者数の割合（再犯者率）は18.6%で前年に比べ0.9ポイント**低下**しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
刑法犯少年	848	664	513	402	278	251	158	164	241	280	39	16.2%
再犯者	321	283	195	125	81	76	52	50	47	52	5	10.6%
再犯者率	37.9%	42.6%	38.0%	31.1%	29.1%	30.3%	32.9%	30.5%	19.5%	18.6%	-0.9 P	-

6 少年の二セ電話詐欺加担状況

令和6年中、二セ電話詐欺の検挙人員のうち、少年の検挙人員は3人で、検挙人員に占める少年の割合（構成比）は14.3%となっています。



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
検挙人員	56	44	35	36	30	21	-9	-30.0%
うち少年	11	3	6	14	7	3	-4	-57.1%
構成比	19.6%	6.8%	17.1%	38.9%	23.3%	14.3%	-9.0 P	-
認知件数	376	306	259	254	242	224	-18	-7.4%
検挙件数	157	121	98	68	64	53	-11	-17.2%

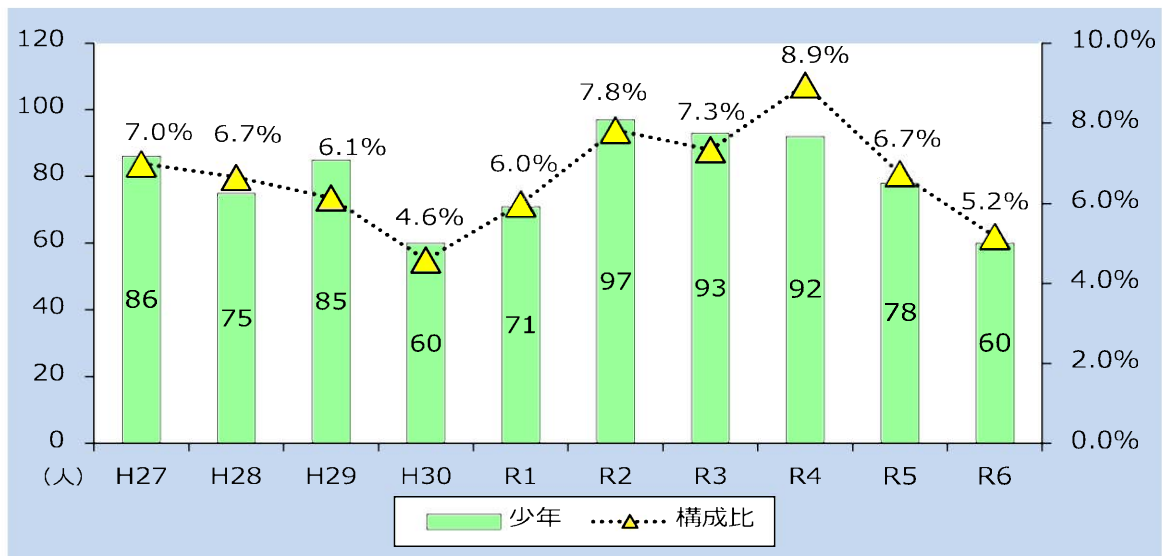
第3 特別法犯少年

POINT !

- 検挙人員は**60**人（前年比－18人）で前年から**減少**
- 検挙人員60人のうち、**24**人（**40.0**％）が**高校生**で、前年に比べて3人（11.1％）**減少**
- **薬物事犯**で検挙された少年の**84.6**％が**有職・無職少年**

1 検挙人員、特別法犯総検挙人員に占める少年の割合

- 過去10年間に於ける特別法犯少年の検挙人員は、令和3年から4年連続で減少しました。令和6年中は60人と、前年に比べ18人（23.1％）**減少**しました。
- 特別法犯総検挙人員に占める少年の割合（構成比）は5.2％で、前年に比べ1.5ポイント**低下**しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
特別法犯総検挙人員	1,230	1,127	1,384	1,305	1,186	1,239	1,267	1,028	1,158	1,160	2	0.2%
少年	86	75	85	60	71	97	93	92	78	60	-18	-23.1%
うち女子	16	7	12	7	14	6	9	12	9	9	0	0.0%
20歳以上の者	1,144	1,052	1,299	1,245	1,115	1,142	1,174	936	1,080	1,100	20	1.9%
特別法犯総検挙人員に占める少年の割合（構成比）	7.0%	6.7%	6.1%	4.6%	6.0%	7.8%	7.3%	8.9%	6.7%	5.2%	-1.5 P	

2 法令別検挙状況

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が12人と最も多く、全体の20.0%を占め、次いで、青少年健全育成条例違反が11人と全体の18.3%を占めました。

法令別	人数	構成比
児童買春・児童ポルノ禁止法	12	20.0%
青少年健全育成条例	11	18.3%
大麻事犯	10	16.7%
軽犯罪法	8	13.3%
廃棄物処理法	7	11.7%
迷惑行為防止条例	2	3.3%
その他	10	16.7%

【総数 60人】

3 年齢別検挙状況

年齢別では、19歳が22人で最も多く、全体の36.7%を占め、次いで16歳が12人で、全体の20.0%を占めました。

年齢別	人数	構成比
14歳	3	5.0%
15歳	7	11.7%
16歳	12	20.0%
17歳	10	16.7%
18歳	6	10.0%
19歳	22	36.7%

【総数 60人】

4 学職別検挙状況

学職別では、高校生が24人で最も多く、全体の40.0%を占め、次いで有職少年が18人で全体の30.0%を占めました。

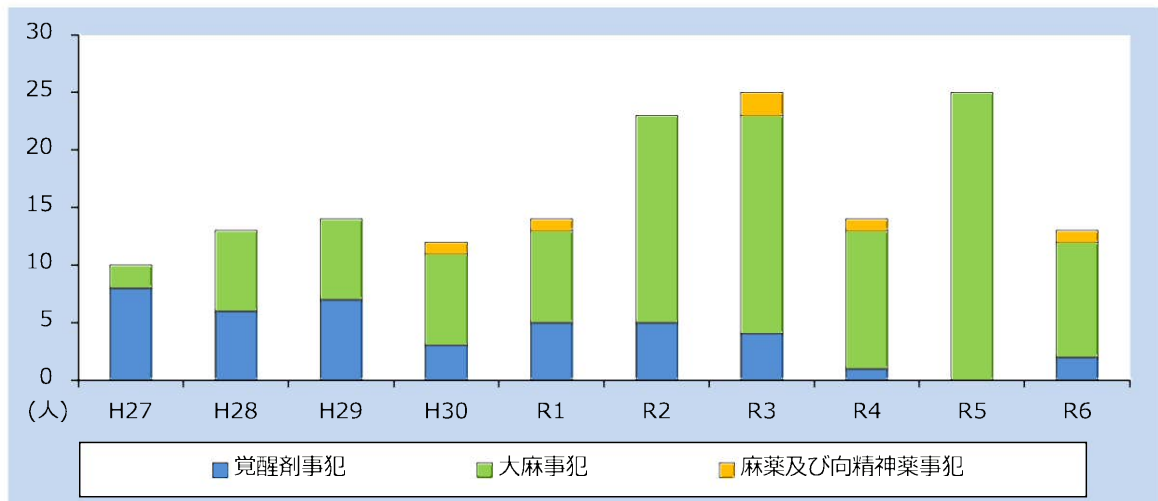
学職別	人数	構成比
中学生	6	10.0%
高校生	24	40.0%
他の学生	6	10.0%
有職少年	18	30.0%
無職少年	6	10.0%

【総数 60人】

5 少年の薬物事犯

(1) 検挙人員の推移

- 薬物事犯で検挙された少年は13人で、前年に比べ12人（48.0%）**減少**しました。
- **大麻事犯**で検挙された少年は10人で、前年から15人（60.0%）**減少**しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
薬物事犯検挙人員	10	13	14	12	14	23	25	14	25	13	-12	-48.0%
覚醒剤事犯	8	6	7	3	5	5	4	1	0	2	2	-
大麻事犯	2	7	7	8	8	18	19	12	25	10	-15	-60.0%
麻薬及び向精神薬事犯	0	0	0	1	1	0	2	1	0	1	1	-

注：麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は、麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含まない。

(2) 年齢別検挙状況

- 薬物事犯で検挙された少年13人の年齢別では、19歳が全体の約6割を占めました。

	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	総数
薬物事犯	0	0	1	2	2	8	13
覚醒剤事犯	0	0	0	1	0	1	2
大麻事犯	0	0	1	1	2	6	10
麻薬及び向精神薬事犯	0	0	0	0	0	1	1

注：麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は、麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含まない。

(3) 学職別検挙状況

- 薬物事犯で検挙された少年13人を学職別にみると、高校生1人、その他の学生1人、有職少年9人、無職少年2人でした。
- うち大麻事犯で検挙された少年10人を学職別にみると、高校生1人、有職少年8人、無職少年1人でした。

	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	総数
薬物事犯	0	1	1	9	2	13
覚醒剤事犯	0	0	0	1	1	2
大麻事犯	0	1	0	8	1	10
麻薬及び向精神薬事犯	0	0	1	0	0	1

注：麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は、麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含まない。

これってウソ？ホント？よくある勘違い



SNSで見たけど、大麻って身体に害はないみたいだよ

ウソです

大麻にはテトラヒドロカンナビノール（THC）という、**脳に作用する成分**が含まれていて、乱用すると**時間や空間の感覚がゆがみ、集中力がなくなり、情緒が不安定**になります。また、乱用を続けると**何もやる気がしない状態（無動機症候群）**や**知的機能の低下**などが引き起こされ、社会生活に適應できなくなることもあります。



少ない量の大麻なら、依存症にはならないらしいよ

ウソです

初めは少量でも、使い続けるうちに使用量を自分でコントロールできなくなる例は後を絶ちません。大麻は覚醒剤などほかの薬物に比べると激しい身体症状が出にくいので、**自分でも気づかぬうちに大麻依存症**になっていることもあります。また、さらに強い刺激を求めて大麻よりも毒性の強い薬物に手を出す例が多いことから、大麻は「**ゲートウェイドラッグ**」と言われています。



他人に害はないし、自己責任だから別にいいでしょ

ウソです

大麻は国際条約に基づいて、日本の法律で規制されています。心身に悪影響を及ぼす以外にも、組織的な大麻栽培が暴力団組織の資金源となるなど、大麻を乱用することで、**社会の安全に悪影響を与えてしまう**のです。

所持・譲渡・譲受・施用
輸出・輸入・製造・栽培

→ **7年以下の拘禁刑**
→ **1年以上10年以下の拘禁刑**

第4 触法少年

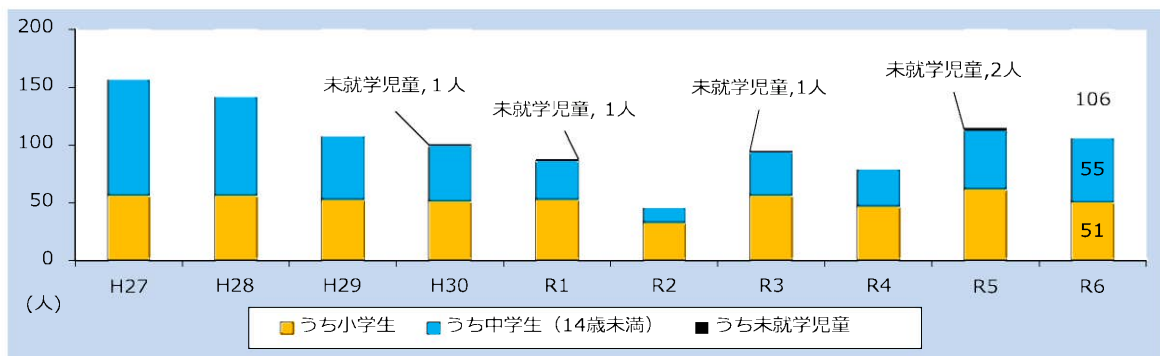
POINT !

- 補導人員は、刑法犯が9人**減少**、特別法犯が1人**増加**
- 刑法犯による補導のうち57人（53.8%）が**窃盗犯**

1 刑法犯

(1) 補導人員の推移

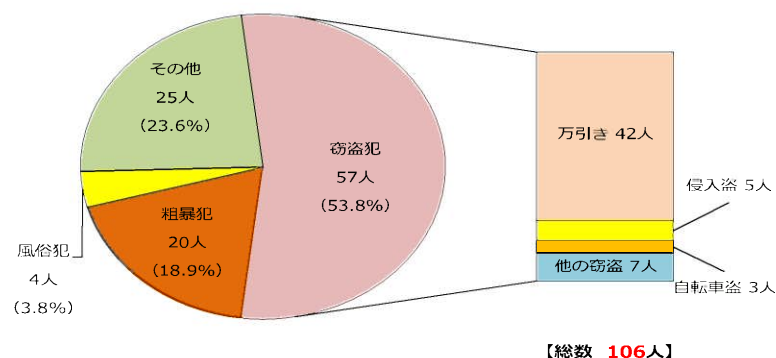
触法少年（刑法）の補導人員は106人で、前年に比べ9人（7.8%）**減少**しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
触法少年	157	142	108	101	88	46	95	79	115	106	-9	-7.8%
うち小学生	57	57	53	52	53	33	57	47	62	51	-11	-17.7%
うち中学生 (14歳未満)	100	85	55	48	34	13	37	32	51	55	4	7.8%
うち未就学児童	0	0	0	1	1	0	1	0	2	0	-2	-

(2) 行為態様別補導状況

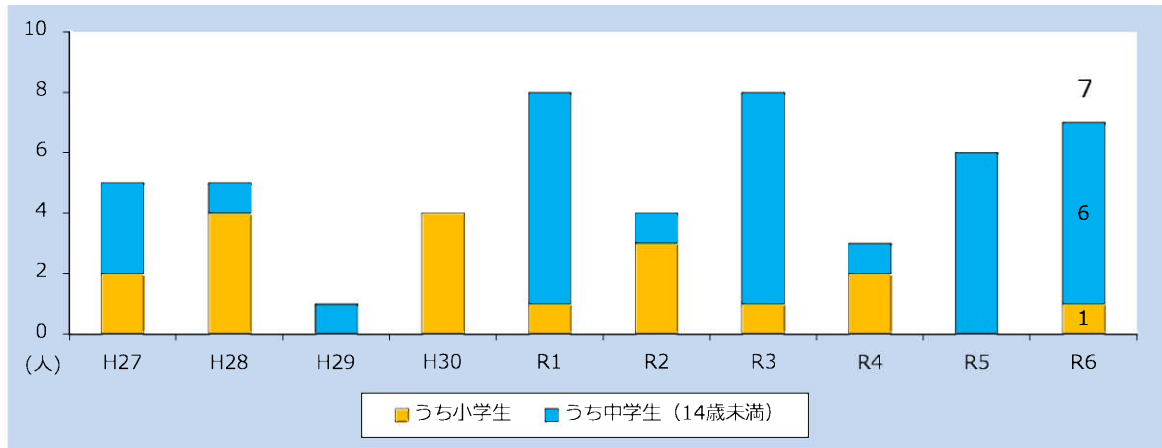
行為態様別では、窃盗犯が57人で最も多く、触法少年（刑法）の53.8%を占めました。



2 特別法犯

(1) 補導人員の推移

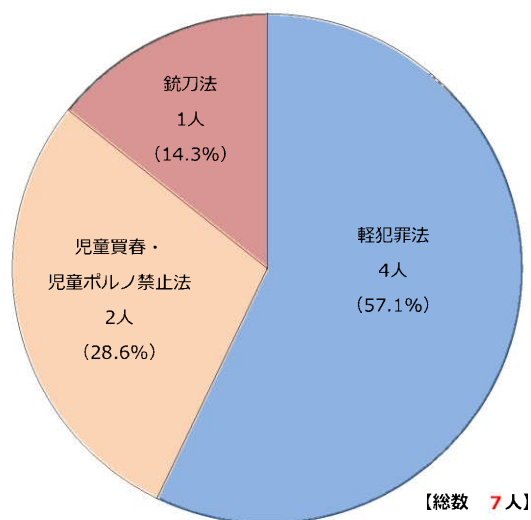
過去10年間の補導人員は増減を繰り返しており、令和6年中は7人で、前年に比べ1人（16.7%）増加しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
触法少年	5	5	1	4	8	4	8	3	6	7	1	16.7%
うち小学生	2	4	0	4	1	3	1	2	0	1	1	-
うち中学生 (14歳未満)	3	1	1	0	7	1	7	1	6	6	0	0.0%
うち未就学児童	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

(2) 行為態様別補導状況

行為態様別では、軽犯罪法違反が4人で最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の2人でした。



第5 福祉犯とSNSに起因する事犯への対応

POINT !

- 福祉犯の検挙件数、検挙人員、被害児童は共に**増加**
- **S N Sに起因する事犯**の被害少年は**28**人で、前年から2人**減少**



「福祉犯」とは？

「児童を自己の支配下において淫行をさせる行為」、「児童買春等、児童に対する性犯罪を助長する行為」、「インターネット等を利用して児童に性的画像を送信させ、ポルノ画像を製造する行為」、「子供の喫煙を親権者が制止しない行為」等のように、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいい、

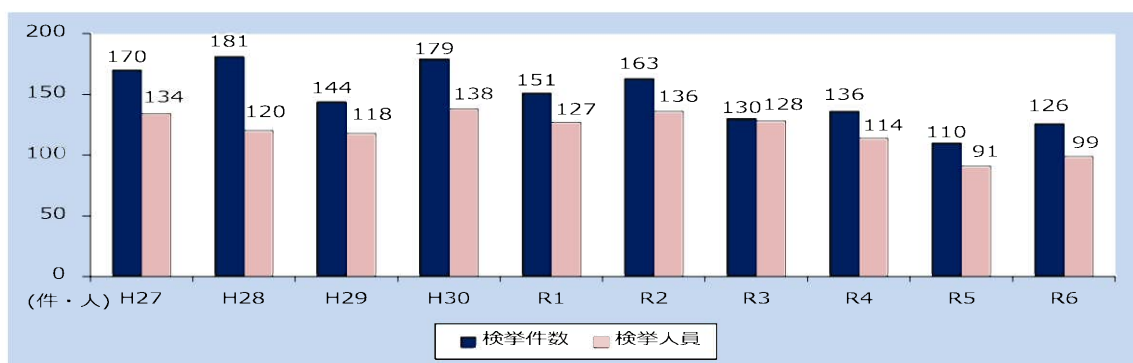
児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法、茨城県青少年健全育成条例（みだらな性行為等、深夜外出制限等）、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律

等がこれにあたります。

1 福祉犯の検挙状況

(1) 検挙件数・検挙人員の推移

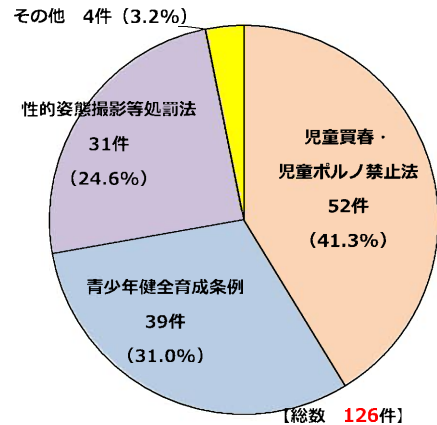
検挙件数は126件で、前年に比べ16件（14.5%）**増加**し、検挙人員は99人で、前年に比べ8人（8.8%）**増加**しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
検挙件数	170	181	144	179	151	163	130	136	110	126	16	14.5%
検挙人員	134	120	118	138	127	136	128	114	91	99	8	8.8%

(2) 法令別検挙状況

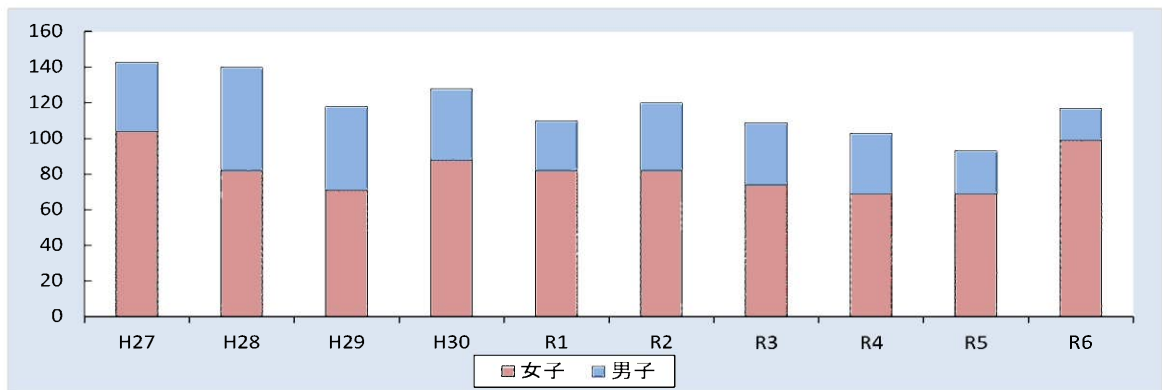
法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反による検挙が52件で最も多く、全体の41.3%を占め、次いで青少年健全育成条例違反による検挙が39件で、全体の31.0%を占めました。



2 福祉犯被害少年

(1) 被害少年の推移

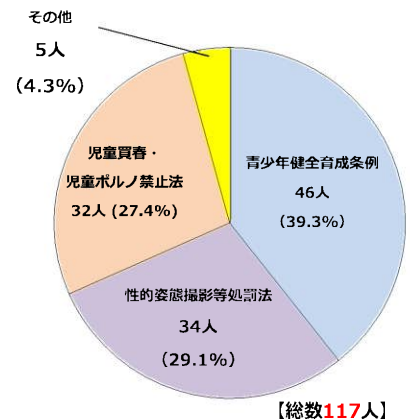
令和6年中は117人で、前年に比べ24人（25.8%）増加しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
福祉犯被害少年	143	140	118	128	110	120	109	103	93	117	24	25.8%
うち男子	39	58	47	40	28	38	35	34	24	18	-6	-25.0%
うち女子	104	82	71	88	82	82	74	69	69	99	30	43.5%
女子の占める割合	72.7%	58.6%	60.2%	68.8%	74.5%	68.3%	67.9%	67.0%	74.2%	84.6%	+10.4P	-

(2) 法令別被害状況

法令別では、青少年健全育成条例違反での被害が46人で最も多く、全体の39.3%を占め、次いで、性的姿態撮影等処罰法違反での被害が34人で、全体の29.1%を占めました。

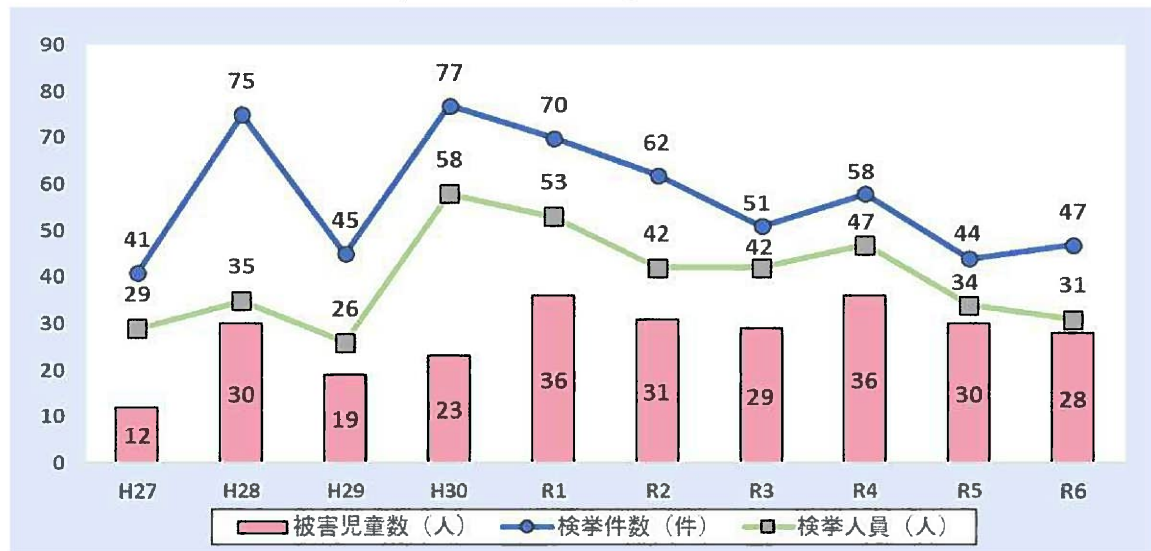


3 児童ポルノ

最近の福祉犯では、児童が自ら撮影した画像に伴う被害の児童ポルノ事犯が数多く発生しています。

(1) 被害・検挙の推移

令和6年における児童ポルノ事犯の検挙件数は増加しましたが、検挙人員・被害少年数は、**減少**しました。

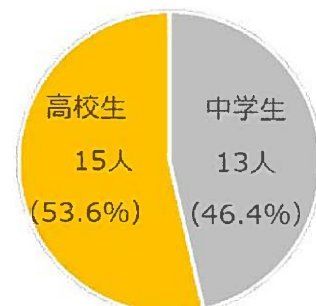


	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
検挙件数 (件)	41	75	45	77	70	62	51	58	44	47	3	6.8%
検挙人員 (人)	29	35	26	58	53	42	42	47	34	31	-3	-8.8%
被害児童数 (人)	12	30	19	23	36	31	29	36	30	28	-2	-6.7%

(2) 学職別被害状況

学職別被害状況は、中学生が13人で全体の46.4%を占め、高校生が15人で全体の53.6%を占めました。

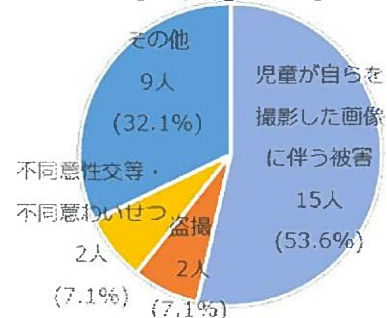
【学職別】



(3) 被害態様別

被害態様別でみると、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約5割を占めています。

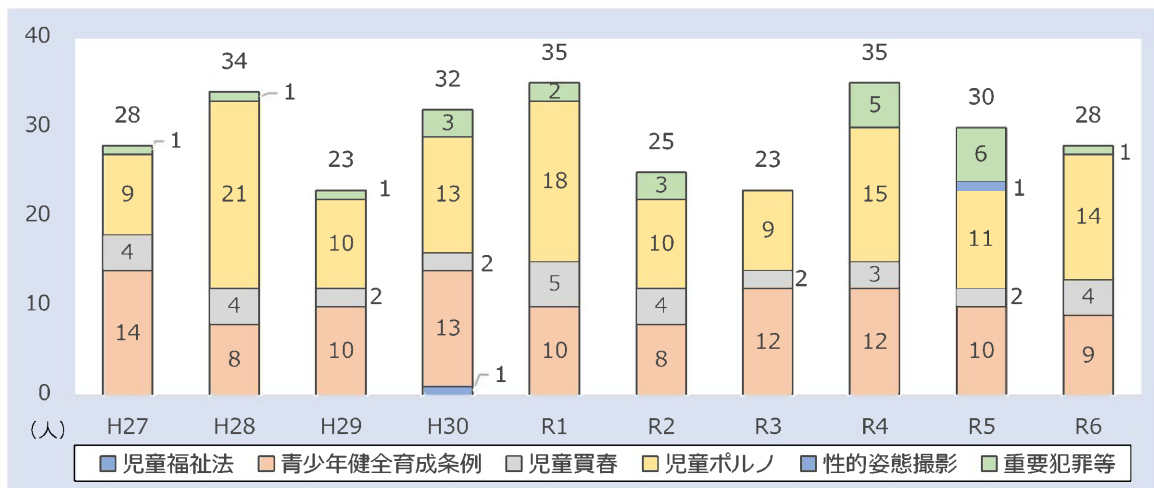
【被害態様別】



4 SNSに起因する事犯

(1) 被害の推移

SNSに起因する事犯の被害少年は、令和6年中は28人で、前年に比べ2人減少しました。

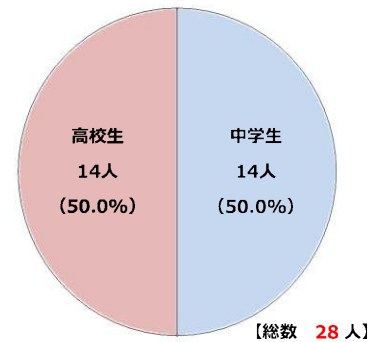


	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
SNSに起因する事犯	28	34	23	32	35	25	23	35	30	28	-2	-6.7%
児童福祉法	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	-
青少年健全育成条例	14	8	10	13	10	8	12	12	10	9	-1	-10.0%
児童買春	4	4	2	2	5	4	2	3	2	4	2	100.0%
児童ポルノ	9	21	10	13	18	10	9	15	11	14	3	27.3%
性的姿勢撮影	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	-1	-100.0%
重要犯罪等	1	1	1	3	2	3	0	5	6	1	-5	-83.3%

- ・ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、屋外のある出会い系サイトを除いたもの。
- ・ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯。
- ・ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿勢撮影処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法違反は令和5年から追加)
- ・ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単に令和5年以前とその人数を比較できない。

(2) 学職別被害状況

学職別被害状況は、高校生及び中学生が14人ずつで、それぞれ全体の50.0%を占めました。

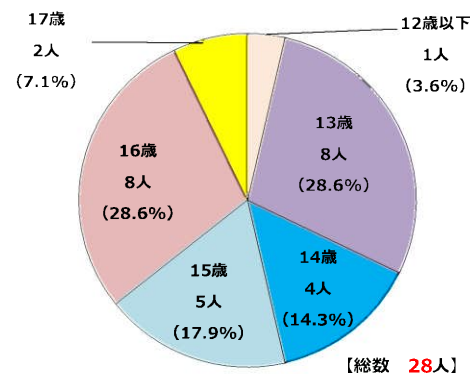


(3) 年齢別被害状況

年齢別被害状況では、13歳及び16歳が8人で最も多く、それぞれ全体の28.6%を占めました。

次に15歳が5人で、全体の17.9%を占めました。

また、12歳以下が1人おり、低年齢の被害者の増加が懸念されます。



(4) 男女別被害状況

男女別被害状況では、28人全て女子でした。



【SNS注意喚起ポスター】



【フィルタリング使用等と呼びかけるチラシ】

5 SNSを活用した広報啓発活動

茨城県警察本部人身安全少年課では、SNSに起因する子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進しています。

公式X（旧Twitter）における 注意喚起・警告メッセージ

【児童と思われる者に向けたメッセージ】



警察からのアドバイスです。見知らぬ人は怖いです。性犯罪や誘拐などの事件に巻き込まれる危険があります。あなたを守るのはあなたしかいません。

※些細なことでも構わないので下記相談窓口を利用してください。

<http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>

【児童の性被害を誘引していると思われる者へのメッセージ】



警察からの警告です。児童買春、児童ポルノの製造や、保護者に同意なく宿泊先を提供するなどして子供を自己の支配下に置く行為は犯罪です。

あなたがこれらの犯罪を犯した場合、警察は検挙の措置を講じます。



SNSを通じて、こんな事例も発生しています！

男（30代）は、女子中学生にSNSのDMでメッセージを送り、連絡を取り始め、「下着姿を送って」などと要求し、多数の画像や動画を送らせた。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反で逮捕



ほかにも、

- 彼氏に裸の写真を送ってほしいと頼まれ、送った写真が拡散されてしまった。
- わいせつな行為をしようと企てた男が、家出願望のある女子高校生をSNSアプリで自宅に誘い、誘拐した。

などの被害が起きており、SNSの危険性を子供も大人も考えていく必要があります。

第6 非行等の諸形態

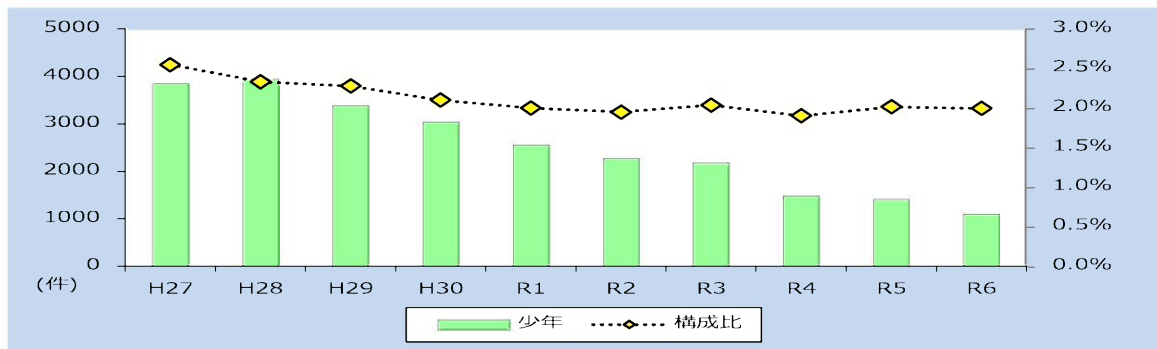
POINT!

- 少年の交通違反は**1,100**件で、前年から318件（22.4%）**減少**
- 不良行為少年は**4,368**人で、前年から745人（14.6%）**減少**

1 少年の交通違反

(1) 検挙件数の推移

過去10年間に於ける少年の交通違反件数は**減少傾向**にあり、令和6年中は1,100件で、前年に比べ318件（22.4%）**減少**しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
総数	151,214	169,279	148,976	145,016	128,003	117,187	107,398	77,902	70,314	55,130	-15,184	-21.6%
うち少年	3,855	3,951	3,394	3,047	2,561	2,286	2,188	1,482	1,418	1,100	-318	-22.4%
構成比	2.5%	2.3%	2.3%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%	1.9%	2.0%	2.0%	0P	-

(2) 違反態様別検挙状況

違反態様別では、最高速度が378件で最も多く、交通違反で検挙された少年の34.4%を占め、次いで一時不停止が81件で、交通違反で検挙された少年の7.4%を占めました。

	総数 (件)			うち少年			構成比
	総数	前年比	増減率	総数	前年比	増減率	
最高速度	19,017	-1,951	-9.3%	378	-103	-21.4%	2.0%
一時不停止	6,137	-9,252	-60.1%	81	-145	-64.2%	1.3%
携帯電話保持	5,130	-1,943	-27.5%	40	-47	-54.0%	0.8%
信号無視	924	-667	-41.9%	44	-17	-27.9%	4.8%
無免許運転	551	13	2.4%	77	16	26.2%	14.0%
通行区分	5,229	-306	-5.5%	58	-1	-1.7%	1.1%
整備不良	294	4	1.4%	63	9	16.7%	21.4%
通行禁止	1,922	-527	-21.5%	34	-5	-12.8%	1.8%
定員外乗車	51	8	18.6%	49	16	48.5%	96.1%
踏切不停止	275	-312	-53.2%	15	1	7.1%	5.5%
その他	9,569	2,355	32.6%	201	0	0.0%	2.1%
点数告知件数	6,031	-2,606	-30.2%	60	-42	-41.2%	1.0%
総数	55,130	-15,184	-21.6%	1,100	-318	-22.4%	2.0%

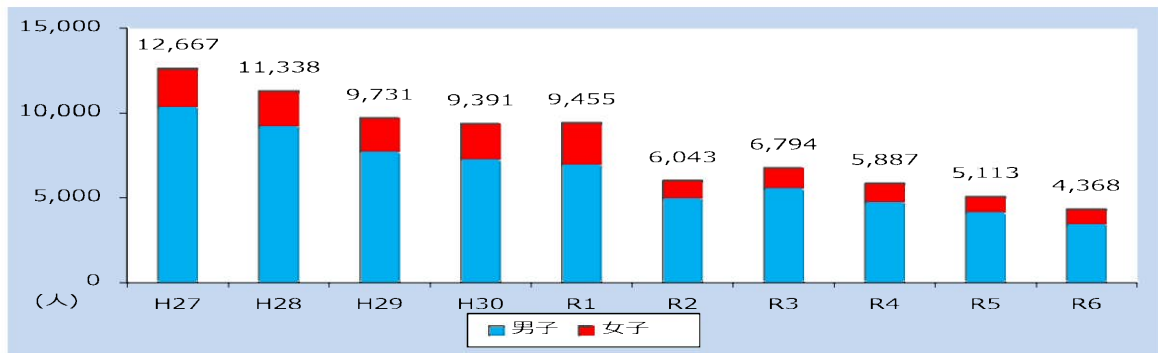
(3) 暴走族少年の検挙状況

集団暴走事件（共同危険行為等の禁止）で検挙した暴走族少年は20人で、前年に比べ6人（42.9%）**増加**しました。

2 不良行為少年

(1) 補導人員の推移

補導人員は、平成28年から**減少傾向**にあり、令和6年中は4,368人で、前年に比べ745人（14.6%）**減少**しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
不良行為少年	12,667	11,338	9,731	9,391	9,455	6,043	6,794	5,887	5,113	4,368	-745	-14.6%
うち男子	6,437	10,363	9,227	7,736	6,950	4,967	5,574	4,772	4,164	3,452	-712	-17.1%
うち女子	2,304	2,111	1,995	2,125	2,505	1,076	1,220	1,115	949	916	-33	-3.5%

(2) 行為種別・学職別補導状況

- 行為種別では、深夜はいかいが1,867人で最も多く、全体の42.7%を占め、次いで喫煙が1,735人で全体の39.7%を占めました。

深夜はいかいと喫煙の2行為で全体の82.5%を占めています。

- 学職別では、高校生が2,368人で最も多く、全体の54.2%を占め、次いで有職少年が681人で全体の15.6%を占めました。

行為種別	学職別	未就学	児童・生徒			その他の学生		有職少年	無職少年	総数	構成比
			小学生	中学生	高校生	大学生	専修学校生等				
飲酒		0	0	20	96	59	20	40	23	258	5.9%
喫煙		0	0	126	732	95	93	436	253	1,735	39.7%
薬物乱用		0	0	2	3	0	0	0	0	5	0.1%
粗暴行為		0	19	86	82	0	0	13	18	218	5.0%
刃物等所持		0	1	0	0	0	0	1	1	3	0.1%
金品不正要求		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
金品持ち出し		0	5	9	6	0	0	1	0	21	0.5%
性的いたずら		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
暴走行為		0	0	2	20	0	2	0	7	31	0.7%
家出		0	8	23	14	0	0	2	4	51	1.2%
無断外泊		0	0	11	7	0	0	1	0	19	0.4%
深夜はいかい		0	4	205	1,303	0	4	182	169	1,867	42.7%
怠学		-	4	24	95	0	0	0	0	123	2.8%
不健全性的行為		0	0	2	0	0	0	0	0	2	0.05%
不良交友		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
不健全娯楽		0	0	20	10	0	0	5	0	35	0.8%
総数		0	41	530	2,368	154	119	681	475	4,368	-
	構成比	0.0%	0.9%	12.1%	54.2%	3.5%	2.7%	15.6%	10.9%	-	-

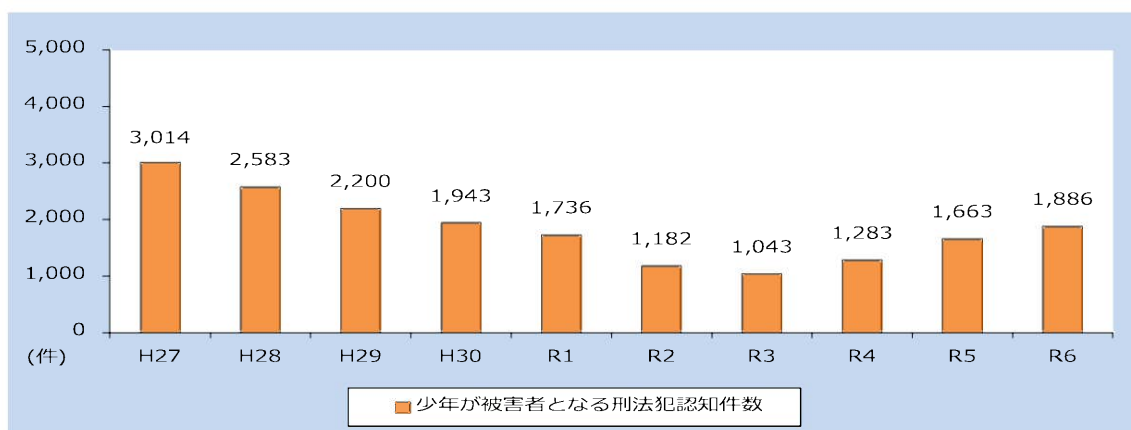
第7 少年の犯罪被害と児童虐待への取組

POINT！

- 少年が被害者となった刑法犯認知件数1,886件のうち、**76.2%**が**窃盗犯被害**
- **児童虐待（の疑いある）事案**の通告人数は**1,595人**
- 児童虐待（の疑いある）事案により児童相談所への通告態様は**心理的虐待**が**1,121人**で全体の**70.1%**を占める
- 児童虐待事件での保護者の検挙件数、被害児童数はいずれも前年から**減少**

1 犯罪被害の推移

- 令和6年中における刑法犯認知件数のうち、少年が被害者となった事件は1,886件で、前年に比べ223件（13.4%）**増加**しました。
- 少年が被害者となった事件1,886件のうち、窃盗犯被害によるものが1,438件で、全体の76.2%を占めました。
- 性犯罪被害の認知件数は78件で、前年に比べ11件（16.4%）**増加**しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
刑法犯認知件数	29,085	26,607	24,809	22,550	20,312	16,301	14,277	15,986	19,767	21,094	1,327	6.7%
うち少年被害	3,014	2,583	2,200	1,943	1,736	1,182	1,043	1,283	1,663	1,886	223	13.4%
凶悪犯	19	17	17	21	18	28	11	23	24	30	6	25.0%
粗暴犯	279	283	221	241	205	135	122	140	200	184	-16	-8.0%
窃盗犯	2,473	2,046	1,750	1,517	1,387	893	797	975	1,257	1,438	181	14.4%
その他	243	237	212	164	126	126	113	145	182	234	52	28.6%
性犯罪被害	60	93	78	59	50	57	49	50	67	78	11	16.4%

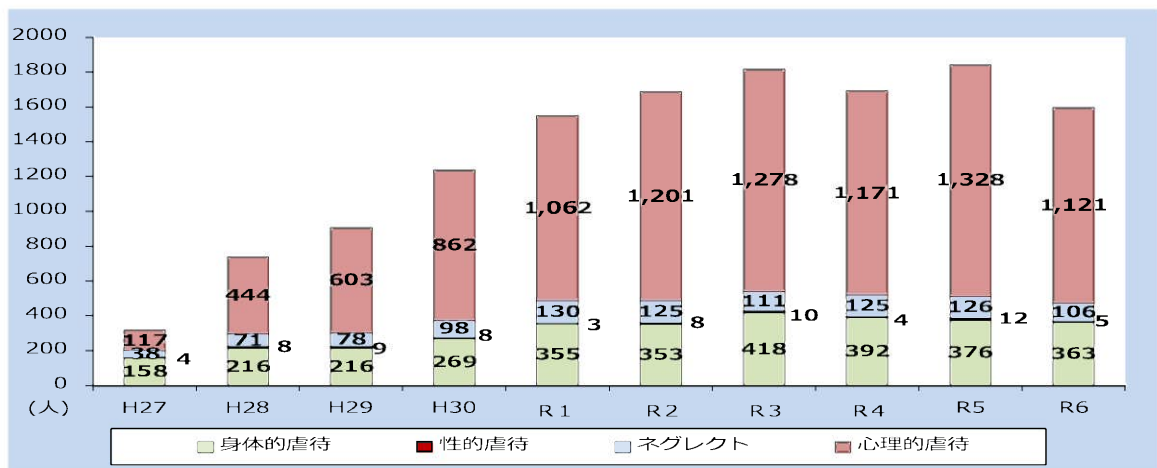
注 本紙における性犯罪被害とは、不同意性交等及び不同意わいせつの被害をいい、不同意性交等は凶悪犯、不同意わいせつはその他に含まれます。

2 児童虐待（の疑いある）事案

少年の犯罪被害のうち、児童虐待は児童が自ら助けを求めることが困難であるなどの理由により、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴を有しています。

(1) 通告状況の推移

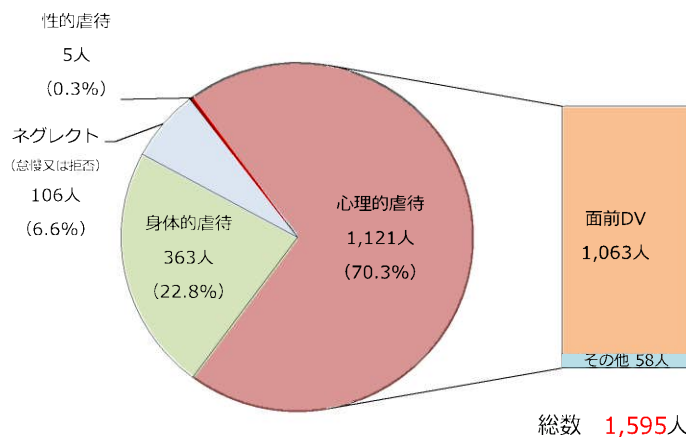
児童虐待（の疑いある）事案により児童相談所へ通告した人数は増加傾向にありますが、令和6年中は1,595人で、前年に比べ247人(13.4%)
減少しました。



	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	前年比	増減率
通告人数	317	739	906	1,237	1,550	1,687	1,817	1,692	1,842	1,595	-247	-13.4%
身体的虐待	158	216	216	269	355	353	418	392	376	363	-13	-3.5%
性的虐待	4	8	9	8	3	8	10	4	12	5	-7	-58.3%
ネグレクト (怠慢又は拒否)	38	71	78	98	130	125	111	125	126	106	-20	-15.9%
心理的虐待	117	444	603	862	1,062	1,201	1,278	1,171	1,328	1,121	-207	-15.6%
面前DV	111	322	475	705	924	1,071	1,120	1,013	1,228	1,063	-165	-13.4%
その他	6	122	128	157	138	130	158	158	100	58	-42	-42.0%

(2) 態様別通告状況

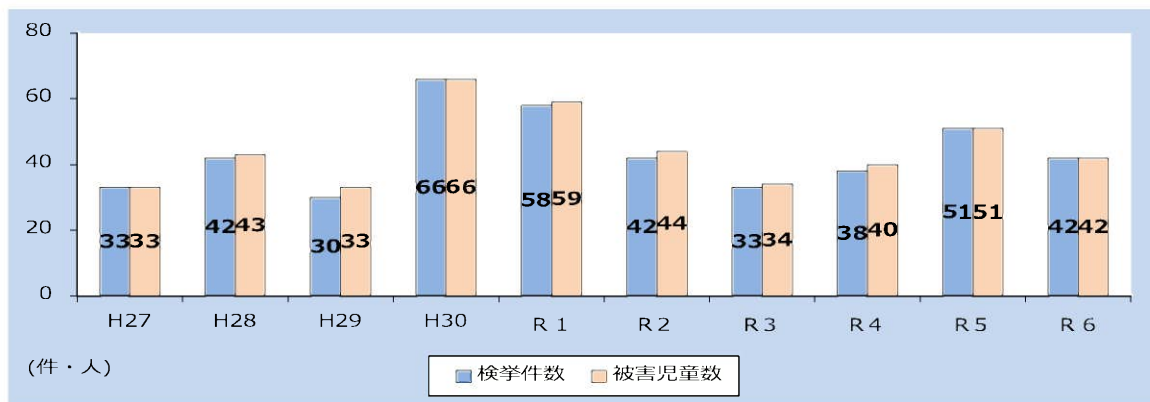
児童相談所への通告態様別人員は、心理的虐待が1,121人で最も多く、全体の70.3%を占め、そのうち1,063人が面前DVによる通告でした。



※ 面前DVとは、
配偶者への暴力等を
児童の面前で行い、
児童に心理的な傷を
負わせる行為をい
います。

(3) 児童虐待事件の検挙状況

- 令和6年中における児童虐待事件での保護者の検挙件数は42件で、前年に比べ9件（17.6%）**減少**しました。
- 令和6年中における児童虐待事件の被害児童数は42人で、前年に比べ9人（17.6%）**減少**しました。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
検挙件数	33	42	30	66	58	42	33	38	51	42	-9	-17.6%
身体的虐待	31	36	24	51	50	30	24	22	38	31	-7	-18.4%
性的虐待	2	6	4	15	7	8	7	10	12	11	-1	-8.3%
ネグレクト (怠慢又は疏忽)	0	0	1	0	0	2	2	3	0	0	0	-
心理的虐待	0	0	1	0	1	2	0	3	1	0	-1	-100.0%
被害児童数	33	43	33	66	59	44	34	40	51	42	-9	-17.6%
死亡児童数	0	0	5	1	1	2	3	0	1	0	-1	-100.0%

3 児童虐待対策

(1) 被害児童の早期発見、安全確保

児童虐待が疑われる情報を認知した場合は、警察官の現場臨場による児童の安全確認や付近住民への聞き込み、各種情報の照会等を行い、被害児童の早期発見と安全確保を最優先として対応しています。

(2) 関係機関と連携した取組

児童虐待の被害児童を発見した場合は、児童相談所への通告を実施しているほか、児童虐待に関する児童相談所等との情報提供の基準を定めて、連携強化に努めています。

また、市町村や学校等と情報交換を行っているほか、児童相談所や市町村担当者と合同訓練を実施するなどして、被害児童の早期保護に万全を期することとしています。



【関係機関との合同訓練】

児童虐待の類型

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること

- ・ 殴る、蹴る、叩く
- ・ 激しく揺さぶる
- ・ やけどを負わせる など



性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

- ・ 性器などをさわろうとする
- ・ 性的な写真の被写体にする など

ネグレクト（怠慢又は拒否）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

- ・ 食事を与えない
- ・ 置き去りにする
- ・ 自動車の中に放置する など



心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- ・ こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）
- ・ 無視をする など

児童虐待かと思ったら・・・

児童相談所
虐待対応ダイヤル

い ち は や く
1 8 9

緊急時は110番を
してね!



第8 少年の健全育成・保護対策

1 非行少年を生まない社会づくり

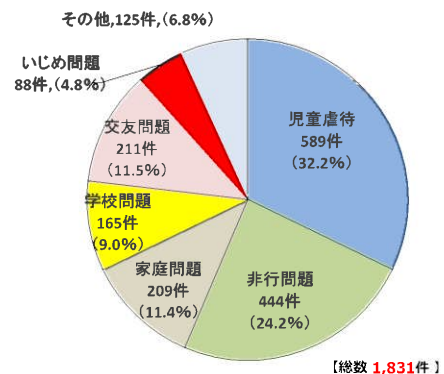
少年サポートセンターを中心に、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいます。

少年相談

令和6年中に県内で受理した少年相談件数は1,831件で、前年に比べて131件（7.7%）**増加**しました。

相談内容別では、児童虐待に関する相談が589件で最も多く、全体の32.2%を占めました。

また、いじめ問題の相談件数は88件で、前年に比べ22件（33.3%）**増加**しました。



【少年相談コーナーのお知らせ】

少年の非行や犯罪被害の問題（悩み）について、少年自身や保護者等からの相談に応じています。
以下のような悩みを、抱え込んでいませんか？



- ・先輩に「お金を持ってこい。」と言われ困っている
- ・息子の無断外泊が続き、どこに泊まっているかわからない
- ・娘がSNSで知り合った人に会いに行くと断る など

身近な人にはかえって相談しづらいこともあります。
警察官や少年補導職員があなたのお話をしっかりと聞きます。
どのように対応していけばいいか一緒に考えましょう。

○ 少年相談コーナー

まるくおさまる

TEL 029-231-0900 ※受付時間：平日9:00～17:00

【メール相談】 keishonen@pref.ibaraki.lg.jp



立ち直り支援活動

過去に非行少年として取り扱いのあった少年やその保護者に対し、関係機関や各種ボランティアと連携して

- 定期的な連絡・面接
- 学習支援
- 農業体験活動や社会奉仕活動等を通じた居場所作り

等を行うことにより、少年の立ち直りを支援し、少年が再び非行に走ることを防止していく取組を行っています。



農業体験活動

非行防止教室

少年の規範意識の向上や薬物乱用防止等少年の非行防止を図ったり、少年がSNSに起因した犯罪被害に遭わないようにするため、学校等の関係機関と連携し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を行っています。

令和6年中は793回の非行防止教室を実施しました。



学校と連携した非行防止教室

2 学校その他関係機関との連携

スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして県内の全警察署に配置し、学校における少年の問題行動等への対応、登下校時の見守り活動、非行防止教室等、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。



学校における不審者対応訓練

学校と警察の連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等に関する情報を学校と警察が相互に連絡する「学校警察連絡制度」を運用しています。

また、警察本部と教育庁等との連絡会や警察署の管轄区域や市町村の区域等を単位とした学校警察連絡協議会を設置して、情報交換を行っています。



警察本部と教育庁等との連絡会

3 少年警察ボランティアとの連携

大学生サポーター

少年の健全育成に関心を持つ大学生を「大学生サポーター」として委嘱し、少年サポートセンター職員とともに

- 街頭補導活動
- 非行防止教室
- 非行少年の学習支援等少年の立ち直り支援活動
- 非行防止等広報啓発活動

等に従事しています。

大学生サポーターは少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、少年の非行防止や少年の居場所づくり活動に取り組んでいます。



大学生サポーターによる
広報啓発活動

少年指導委員及び少年補導員

公安委員会から委嘱された少年指導委員及び警察本部長から委嘱された少年補導員が、風俗営業所等への立入りやキャンペーン、広報啓発活動、街頭補導活動、登下校時の見守り活動を行うなど、少年の非行防止、犯罪被害防止活動に取り組んでいます。



少年指導委員及び少年補導員
による登校時の見守り活動

凡例

本書における用語等の意義は次のとおりです。

- 1 **刑法犯**・・・刑法に規定する罪及び「爆発物取締罰則」、「決闘罪二関スル件」、「暴力行為等処罰二関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分二関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火災びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」並びに「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいいます。
- 2 **特別法犯**・・・刑法犯並びに自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪及び交通法令違反以外の罪をいい、条例に規定する罪を含みます。
- 3 **包括罪種**・・・刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいいます（別表参照）。
- 4 **少年**・・・20歳未満の者をいいます。
- 5 **非行少年**・・・犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいいます。
 - (1) **犯罪少年**・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者をいいます（少年法第3条第1項第1号）。
 - ア **刑法犯少年**・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者をいいます。
 - イ **特別法犯少年**・・・犯罪少年のうち特別法犯で警察に検挙された者をいいます。
 - (2) **触法少年**・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいいます（少年法第3条第1項第2号）。
 - ア **触法少年（刑法）**・・・刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいいます。
 - イ **触法少年（特別法）**・・・特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいいます。
 - (3) **ぐ犯少年**・・・刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の者をいいます（少年法第3条第1項第3号。）
- 6 **不良行為少年**・・・非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいいます。
- 7 **人口比**・・・同年齢層人口1,000人あたりの検挙人員をいい、特に断りのない限り、茨城県の人口は茨城県政策企画部統計課の「茨城県常住人口調査（茨城県の年齢別人口）」（令和6年10月1日現在）に基づいています。
- 8 **再犯者率**・・・刑法犯少年に占める再犯少年（過去に犯罪を犯し、検挙されたことがある少年）の割合をいいます。
- 9 **児童虐待**・・・保護者が、その監護する児童（18歳未満の者）に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（怠慢又は拒否）又は心理的虐待をすることをいいます。

注1 表中の「－」は数値が得られなかったものを示します。

表中の構成比は、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合があります。

注2 表中の罪種別数値については、主たる罪種のみ計上している場合があります、その場合は包括罪種別の合計値と一致しない場合があります。

別表

(包括罪種)	(罪種)	(主な罪名)
凶 悪 犯	殺 人	殺人罪、嬰兒殺
	強 盗	強盗殺人罪（致死を含む。）、強盗傷人罪、 強盗・不同意性交等（致死を含む。）、 強盗罪・準強盗罪（強盗予備、事後強盗、昏睡強盗）
	放 火	放火罪
	不同意性交等	不同意性交等、監護者性交等（致死を含む。）
粗 暴 犯	凶器準備集合	凶器準備集合罪
	暴 行	暴行罪
	傷 害	傷害罪、傷害致死罪
	脅 迫	脅迫罪、強要罪
	恐 喝	恐喝罪
窃 盗 罪	窃 盗	窃盗罪
知 能 犯	詐 欺	詐欺罪、準詐欺罪
	横 領	横領罪、業務上横領罪
	偽 造	通貨偽造罪、文書偽造罪、支払用カード偽造罪、 有価証券偽造罪、印章偽造罪
	汚 職	賄賂罪（収賄罪・贈賄罪）、職権濫用罪（致死傷を含む。）、
	背 任	背任罪
風 俗 犯	賭 博	普通賭博罪、常習賭博罪、賭博開帳等罪
	わいせつ	不同意わいせつ罪（致死傷を含む。）、公然わいせつ罪、 わいせつ物頒布等罪
	性的姿態 撮影等処罰法	性的姿態撮影等処罰法
そ の 他	上記以外の罪種（公務執行妨害、占有離脱物横領、住居侵入、器物損壊等）	

「闇バイトに申し込んでしまった」「抜け出したいのに抜け出せない」

今から家に行く
ネットに晒すぞ
家族がどうなっ
てもいいのか

あなたを、助けたい。

あなたと家族を
確実に保護します。

たとえ、自身や家族が脅迫されていても
強盗は凶悪な犯罪です。
犯罪に加担する前に、勇気を持って
今すぐに警察に相談してください!!

警察相談
ダイヤル

#9110

携帯電話からもOK

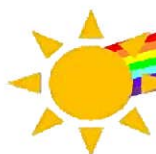
「犯罪者募集」の罠、撲滅!!

楽に稼げるバイト

高額報酬



茨城県警察



相談窓口

スマホやタブレットで二次元コードを読み込んでね！



少年相談コーナー

茨城県警察

電話・面談・メール

少年の非行や犯罪被害についての悩み

子どもホットライン

茨城県教育委員会



電話・メール

友人関係、不登校、いじめ、自分の容姿や性格に関する悩み

茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター

茨城県教育委員会



電話・面談・メール

いじめ、体罰等についての悩み

いばらき子どもSNS相談

茨城県教育委員会



LINE

学校のこと、友達のこと、家族のこと、自分自身のことなどの悩み

薬物相談



電話・面談



メール

茨城県精神保健福祉センター

大麻や覚醒剤など違法薬物や、市販薬・処方薬の依存に関する悩み

法務少年支援センターみと(青少年問題相談室)



電話・面談

水戸少年鑑別所

非行・犯罪・問題行動に関する悩み

親子のための相談LINE

茨城県青少年家庭課



LINE

児童虐待、子育てや親子関係に関する相談

情報発信しているよ！



茨城県警察本部
人身安全少年課 公式 X



こどもの人権110番



電話・面談・メール・LINE

水戸地方方法務局(法務省)

いじめ、体罰、虐待、インターネット上の誹謗中傷などの悩み